

## 株式会社 ミカミ 行動計画

社員が仕事と育児を両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日 3年間

### 2.内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を50%以上にする

女性社員・・・取得率を80%以上にする

#### <対策>

- 令和6年4月～ 育児休業取得予定者に対し、産前産後休業や産後パパ育児休業、育児休業、育児休業給付、産休育休中の社会保険免除など制度の情報提供及び業務の棚卸や引継ぎについての周知を行う。
- 令和6年4月～ 育児休業などの制度に関して、社内メールなどを活用し、全社員に周知する。

目標2：育児休業を取得しやすい雇用環境の整備として、仕事と育児の両立に関する相談窓口を設置する。

#### <対策>

- 令和6年4月～ 相談窓口の設置について検討する。
- 令和6年4月～ 相談員を各団体が行う研修等に積極的に参加させる。
- 平成6年4月～ 相談窓口の設置について社内メールなどを活用し、周知する。

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人当たり年間平均7日以上とする。

#### <対策>

- 令和6年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 令和6年6月～ 計画的な取得に向けて年間休日計画の中で予め日を定め年次有給休暇の計画付与を行う。
- 令和6年6月～ 社内メールなどで年次有給休暇の取得推進を行う。